

原管発官 R3 第 201 号
令和 4 年 1 月 14 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 56 年 5 月 7 日付 56 資庁第 4427 号をもって認可を受け、昭和 56 年 8 月 20 日付 56 資庁第 10448 号、昭和 57 年 1 月 26 日付 56 資庁第 17611 号、昭和 57 年 10 月 2 日付 57 資庁第 11479 号、昭和 58 年 3 月 30 日付 58 資庁第 3371 号、昭和 58 年 8 月 29 日付 58 資庁第 11793 号、昭和 59 年 9 月 25 日付 59 資庁第 10915 号、昭和 59 年 11 月 2 日付 59 資庁第 12589 号、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 61 年 7 月 28 日付 61 資庁第 8658 号、昭和 61 年 9 月 11 日付 61 資庁第 11238 号、昭和 62 年 8 月 21 日付 62 資庁第 10524 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、昭和 63 年 9 月 1 日付 63 資庁第 9453 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 4 年 12 月 3 日付 4 資庁第 10625 号、平成 5 年 10 月 7 日付 5 資庁第 9765 号、平成 6 年 2 月 28 日付 6 資庁第 126 号、平成 6 年 10 月 7 日付 6 資庁第 10356 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 7 日付 7 資庁第 8714 号、平成 8 年 6 月

14日付8資庁第6099号,平成8年6月25日付8資庁第7478号,平成8年10月11日付8資庁第9732号,平成9年1月31日付平成09・01・09資第10号,平成9年4月7日付平成09・03・13資第29号,平成9年9月30日付平成09・07・22資第15号,平成11年9月8日付平成11・07・23資第19号,平成12年6月12日付平成12・05・19資第3号,平成13年1月5日付平成12・08・03資第4号,平成13年2月20日付平成13・02・15原第1号,平成13年3月30日付平成13・03・23原第17号,平成13年10月10日付平成13・09・11原第4号,平成13年5月7日付平成14・04・01原第12号,平成14年6月20日付平成14・06・05原第12号,平成14年8月28日付平成14・07・12原第8号,平成14年10月30日付平成14・10・18原第15号,平成14年12月24日付平成14・11・15原第6号,平成15年7月23日付平成15・06・30原第49号,平成15年10月3日付平成15・09・01原第3号,平成15年12月17日付平成15・11・17原第10号,平成16年5月24日付平成15・12・24原第25号,平成16年6月18日付平成16・05・28原第37号,平成17年4月4日付平成17・03・16原第3号,平成17年5月20日付平成17・04・20原第24号,平成17年7月27日付平成17・07・12原第7号,平成17年8月22日付平成17・08・08原第26号,平成17年9月16日付平成17・09・01原第6号,平成17年11月28日付平成17・11・09原第4号,平成18年2月22日付平成18・01・27原第16号,平成18年7月18日付平成18・06・30原第20号,平成18年11月28日付平成18・11・13原第22号,平成19年1月24日付平成18・12・22原第9号,平成19年3月19日付平成19・03・05原第10号,平成19年7月9日付平成19・06・22原第9号,平成19年8月31日付平成19・07・31原第17号,平成19年12月13日付平成19・09・28原第39号,平成19年12月13日付平成19・11・30原第13号,平成19年12月25日付平成19・12・14原第10号,平成20年4月17日付平成20・04・03原第13号,平成20年6月17日付平成20・05・29原第18号,平成20年8月22日付平成20・07・11原第27号,平成20年12月12日付平成20・10・31原第13号,平成21年2月12日付平成21・01・28原第11号,平成21年6月8日付平成21・05・22原第6号,平成21年11月25日付平成21・10・30原第10号,平成22年1月22日付平成21・12・16原第8号,平成22年6月14日付平成22・05・26原第2号,平成23年11月28日付平成23・04・28原第14号,平成24年4月11日付平成24・03・15原第20号,平成24年4月19日付平成24・01・13原第15号,平成24年9月6日付20120810原第44号,平成25年8月12日付原管B発第1308123号,平成26年1月22日付原管B発第1401221号,平成26年3月20日付原規規発第1403203号,平成26年7月23日付原規規発第1407235号,平成27年6月10日付原規規発第1506109号,平成27年6月12日付原規規発第1506122号,平成28年1月7日付原規規発第1601077号,平成28年3月3日付原規規発第1603032号,平成28年3月24日付原規規発第16032419号,平成28年12月5日付原規規発第1612051号,平成29年4月3日付原規規発第1704035号,平成29年8月16日付原規規発第1708161号,平成31年1月30日付原規規発第1901302号,平成31年3月27日付原規規発第1903276号,令和2年5月26日付原規

規発第 2005264 号, 令和 3 年 3 月 18 日付原規規発第 2103181 号及び令和 3 年 4 月 28 日付原規規発第 2104287 号で変更認可を受けた福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する (ただし, 下線は含まない)。

2. 変更の理由

(1) 組織体制の見直しに伴う変更

組織体制の見直しに伴い, 発電所組織を以下のとおり変更する。

①セキュリティ管理部の設置

所長直下に, セキュリティ管理部を設置する。

②核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループの設置

防護管理グループを廃止し, セキュリティ管理部内に核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループを設置する。

③サイバーセキュリティグループの設置

業務システムグループを廃止し, セキュリティ管理部内にサイバーセキュリティグループを設置する。

④防災・放射線安全部の改称

防災・放射線安全部を放射線安全部へ改称し, 安全総括部内に防災安全グループを設置する。

本変更に伴い, 関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第 4 条 (保安に関する組織)
- ・ 第 5 条 (保安に関する職務)
- ・ 第 4 4 条 (保全区域)
- ・ 第 4 5 条 (周辺監視区域)

3. 施行期日

この規定は、本保安規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和4年1月14日付原管発官R3第202号をもって認可申請した福島第二原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、30日以内に施行する。

以 上

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織) 第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>本ページ 変更なし</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>図4 【本社】</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者 (内部監査室長) → 内部監査室 → 福島第二原子力監査グループ※¹ 管理責任者 (原子力・立地本部長) → 原子力・立地本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・統括部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子燃料サイクル部 廃止措置室 原子力人材育成センター※¹ 原子力資材調達センター <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p> <p>廃止措置保安委員会</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p> <p>所長付</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 労務人事グループ 資材グループ 業務システムグループ 廃止措置安全センター <ul style="list-style-type: none"> 安全総括部 <ul style="list-style-type: none"> 安全総括グループ 品質保証グループ 燃料・輸送グループ 廃止措置計画グループ 防災安全グループ 防護管理グループ 防災・放射線安全部 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理グループ 廃棄物管理グループ 廃止措置除染プロジェクトグループ ユニット所長 <ul style="list-style-type: none"> 施設運用部 <ul style="list-style-type: none"> 総括グループ 当直 施設運用第一グループ 施設運用第二グループ 保全・工事部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ 直営グループ 機械グループ 電気機器グループ 計測制御グループ システムエンジニアリンググループ 廃炉工事計画グループ 土木グループ 建築グループ 	<p>図4 【本社】</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者 (内部監査室長) → 内部監査室 → 福島第二原子力監査グループ※¹ 管理責任者 (原子力・立地本部長) → 原子力・立地本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・統括部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子燃料サイクル部 廃止措置室 原子力人材育成センター※¹ 原子力資材調達センター <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p> <p>廃止措置保安委員会</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 廃止措置主任者</p> <p>※ → 所長</p> <p>所長付</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 労務人事グループ 資材グループ 廃止措置保安委員会 <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ管理部 <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ 廃止措置安全センター <ul style="list-style-type: none"> 安全総括部 <ul style="list-style-type: none"> 安全総括グループ 品質保証グループ 燃料・輸送グループ 廃止措置計画グループ 防災安全グループ 放射線安全部 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理グループ 廃棄物管理グループ 廃止措置除染プロジェクトグループ ユニット所長 <ul style="list-style-type: none"> 施設運用部 <ul style="list-style-type: none"> 総括グループ 当直 施設運用第一グループ 施設運用第二グループ 保全・工事部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ 直営グループ 機械グループ 電気機器グループ 計測制御グループ システムエンジニアリンググループ 廃炉工事計画グループ 土木グループ 建築グループ 	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><u>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(25) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(20) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(21) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(27) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長，原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は，原子力・立地本部長を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，安全総括部及び<u>防災・放射線安全部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長，原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は，原子力・立地本部長を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，安全総括部及び<u>放射線安全部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域) 第 4 4 条 保全区域は、添付 2 に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第 4 5 条 周辺監視区域は、図 4 5 に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域) 第 4 4 条 保全区域は、添付 2 に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第 4 5 条 周辺監視区域は、図 4 5 に示す区域とする。 2. 核セキュリティ運営管理GMは、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和3年4月28日 原規規発第2104287号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>令和3年5月24日から</u>施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u>令和 年 月 日 原規規発第 号</u>） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>本保安規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和4年1月14日付原管発官R3第202号をもって認可申請した福島第二原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、30日以内に施行する。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>